

表1 新設された又は基準が創設されたことにより、令和6年6月以降において当該訪問看護療養費を算定するに当たり届出の必要なもの

	基準名	備考
1	24時間対応体制加算	24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合、保健師又は看護師以外の職員が連絡相談を担当する場合
2	訪問看護管理療養費1	※2
3	訪問看護管理療養費2	
4	訪問看護医療DX情報活用加算	※3、※4
5	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	
6	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)	

表2 基準の改正により、令和6年3月31日において現に当該訪問看護療養費を算定していた訪問看護ステーションであって、令和6年6月以降において当該訪問看護療養費を算定するに当たり届出の必要なもの

	施設基準名	備考
1	機能強化型訪問看護管理療養費1	令和8年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る。(※1)

- ※1 別添「届出基準」の6の(1)のロに掲げる機能強化型訪問看護管理療養費1における「専門の研修を受けた看護師の配置」の規定については、令和6年3月31日において現に機能強化型訪問看護管理療養費1に係る届出を行っている訪問看護ステーションについては、令和8年5月31日までの間に限り、専門の研修を受けた看護師の配置に係る基準に該当するものとみなされます。
- ※2 別添「届出基準」の7の(1)に掲げる訪問看護管理療養費1の基準については、令和6年9月30日までの間、経過措置対象事業所は「訪問看護管理療養費1」の施設基準を満たさない場合であっても、「訪問看護管理療養費1」の施設基準に該当するものとみなされます。なお、当該経過措置に該当する場合にも、算定に当たっては令和6年7月1日までに施設基準の届出が必要となります。
- ※3 別添「届出基準」の10の(4)のイに掲げる基準については、令和7年9月30日までの間に限り、掲示を行っているものとみなされます。
- ※4 別添「届出基準」の10の(5)に掲げる基準については、令和7年5月31日までの間に限り、(5)の基準に該当するものとみなされます。